

議案第 9 1 号

世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 7 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例の題名を変更し、施設等利用給付の認定について定めるとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例

第1条中「及び」の次に「第30条の5並びに」を加える。

第3条を次のように改める。

（教育・保育給付認定に係る申請等）

第3条 小学校就学前子どもの保護者は、法第20条第1項の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請をしなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定を行うものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

（施設等利用給付認定に係る申請）

第3条の2 小学校就学前子どもの保護者は、法第30条の5第1項の規定による小学校就学前子どもごとの子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第30条の5第7項各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、前項に規定する認定に係る申請をすることを要しない。

第4条中「支給認定に」を「第3条第1項及び第2項に規定する認定に」に改め、「（第6条において「支給認定子ども」という。）」を削る。

第5条第1項中「第13条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「法第13条第1項」に改める。

第6条中「支給認定子ども（第2号又は第3号認定子どもに限る。）」を「第3条第2項に規定する認定に係る小学校就学前子ども」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条の2第1項の規定に基づく申請は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。